

令和5年2月24日

第171回 遠野市農業委員会総会議事録

第171回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 令和5年2月14日
告示番号 遠野市農業委員会告示第2号
会議年月日 令和5年2月24日
会議の場所 あえりあ遠野交流ホール
出席委員 1番 田中ナオ子、2番 菅田ツヤ子、3番 多田靖志、4番 藤田優一、
5番 菊池秀樹、6番 古屋敷徳夫、7番 綱木秀治、9番 菊池靖、
10番 鈴木重徳、11番 鬼原壽一、12番 菊池陽佑、13番 佐々木泰文、
14番 奥寺晴夫、15番 多田登、16番 小向幸子、17番 河内克倫、
18番 佐々木義弘、19番 千葉勝義
欠席委員 8番 菊池久康

会議に出席した職員 事務局長 高橋隆悦

事務局次長兼
農業振興係長 菊池達紀

農地係長 多田由香子

本日の案件 第171回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり
報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について
報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号 遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出
について
議案第55号 農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する
可否決定について
議案第56号 農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否
決定について
議案第57号 農用地利用集積計画の決定について
議案第58号 農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について
議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定につい
て
議案第60号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について
議案第61号 農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行
っている等の証明願について
議案第62号 令和5年度遠野市農業労賃標準額の設定について

開会時刻 午後1時30分

議	長	<p>ただいまから総会を進めてまいりますけれども、開会宣言をする前に遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立お願いします。先唱を10番、鈴木重徳委員にお願いします。</p> <p>(「遠野市農業委員会憲章」朗唱につき記載省略)</p>
議	長	<p>【会議成立宣言】 本日の出席委員は18名であります。定足数に達しましたので、第171回遠野市農業委員会総会は成立することを宣言いたします。なお、7番、綱木秀治委員からは遅れる旨の届出があり、これを了承した旨報告いたします。また、8番、菊池久康委員からは欠席の届出があり、これを了承した旨報告いたします。</p>
議	長	<p>【会長報告】 続きまして、会長として出席いたしました会議等の内容について報告いたします。経過報告書をご覧くださいと思います。 2月9日、市町村農業委員会会長・事務局長研修会に参加してございます。また、同じ日に、令和4年女性農業委員・農地利用最適化推進委員活動研修会も同じ場所で開催されてございます。 2月14日、令和5年度農業機械銀行農作業標準料金に係る検討会の方に出席してございます。 2月21日から3月10日まで、令和5年3月遠野市議会定例会が開催されてございます。21日の本会議開会、27日と28日と1日の一般質問、質問者12名でございます。それから、3日の本会議と10日の本会議閉会に出席する予定でございます。 以上です。</p>
議	長	<p>【事務事業経過報告】 今月の農業委員会事務事業の経過について、事務局から説明を願います。</p>
事務局	長	<p>事務事業経過報告書に基づいて説明いたします。出席者、開催場所は記載のとおりです。 2月5日、土淵(新田)地区検討会。 2月6日、第5回農業委員会だより編集委員会議。 2月9日、いわてポラーノの会理事会。同日、ポラーノの会総会。同日、上鱒沢地区検討会。同日、農地法等申請締切日。 2月10日、鱒沢(迷岡)地区検討会。 2月16日、令和5年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会。同日、農地転用等現地確認調査。 2月20日、青笹(沢田)地区検討会。同日、第12回運営委員会。 2月22日、土淵(本宿・大杉)地区検討会。 本日、第171回遠野市農業委員会総会。第6回遠野市農業委員会農地利用最適化推進検討会。第6回農業委員会だより編集委員会議。 裏面をご覧ください。2月24日以降の主な行事予定を記載しております。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>【報告事項】 次に報告第1号、「農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事務局	長	<p>1ページから3ページです。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出に係る専決処分の報告についてです。農地法第3条の3の規定による届出について、遠野市農業委員会規則第5条第2項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告するものです。件数は12件です。 内容は、備考欄記載のとおり権利者死亡により取得者が相続したものです。番号1</p>

		<p>番から3番は子、4番は兄弟、5番から12番は子が相続です。 今後については、番号1番、一部貸付、一部自己管理、残りは山林化しているため今後非農地判断が必要と思われます。 番号2番、貸付。 番号3番、自己耕作。 番号4番、原野化しているため今後非農地判断が必要と思われます。 番号5番、自己耕作。 番号6番、貸付。 番号7番、自己管理。 番号8番、一部貸付、残りは自己管理。 番号9番、一部貸付、残りは自己耕作。 番号10番、自己耕作。 番号11番、一部貸付、一部自己管理、残りは原野化しているため今後非農地判断が必要と思われます。 番号12番、貸付。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による通知について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長		<p>4ページです。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨下記の者より通知書が提出されたので報告するものです。件数は2件です。 番号1番、規模縮小のため解約するものです。 番号2番、借人に売るため解約するものです。なお、改めて所有権移転に係る許可申請が提出されていますので、この後審議していただきます。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 報告第3号、「遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について」、事務局からその内容の説明を願います。</p>
事 務 局 長		<p>5ページです。報告第3号、遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条による届出について。遠野市農業委員会農地現状変更に関する取扱要綱第5条の規定により農地現状変更届出書を受理したので、同要綱第6条の規定により報告するものです。件数は1件です。 番号1番、機械や農具、穀物を保管するため農業用倉庫を建築するものです。 以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>ただいま事務局から報告をいただきました。質問等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>

議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。</p> <p>次に、議案審議に先立ち注意事項を申し上げます。</p> <p>発言しようとするときは、挙手のうえ、遠野市農業委員会会議規則第20条の規定により議長の許可を受けてから発言を願います。</p> <p>また、自己又は同居する親族若しくは配偶者に関する案件に該当する委員は、その議事に参与できないことになっておりますので審議には退席を願います。</p>
議	長	<p>【日程第1】</p> <p>それでは日程第1、「議事録署名人並びに書記の指名について」、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により本職から指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、議事録署名人に11番、鬼原壽一委員、12番、菊池陽佑委員、会議書記には事務局菊池達紀次長を指名いたします。</p> <p>次に、農地法等に係る議案総括表の説明を事務局から願います。</p>
農地係	長	<p>6ページです。第171回遠野市農業委員会総会提出議案総括表。</p> <p>法第3条、今月計5件、62,525㎡。</p> <p>利用集積、今月計52件、278,496㎡。</p> <p>法第4条、今月はありません。</p> <p>法第5条、今月計3件、31,903.71㎡。</p> <p>適用外、今月計1件、386㎡。</p> <p>法第18条第6項、今月計2件、11,736㎡。</p> <p>以上です。</p>
議	長	<p>【日程第2】</p> <p>日程第2、議案第55号、「農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。なお、議案の朗読は省略し直ちに内容の説明をいたします。事務局から説明を願います。</p>
農地係	長	<p>8ページです。議案第55号、農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、農業者年金受給に伴う親子間の使用貸借権の再設定です。使用貸借期間は10年です。</p> <p>番号2番、両者はこれまで基盤法で貸し借りしておりましたが、期間満了により、農地法第3条で貸し借りするものです。</p> <p>番号3番、貸出人は夫が死亡し労力不足のため貸し付けるものです。借受人は相手方の要請により借り受けるものです。</p> <p>以上3件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●の農業委員さん、説明をお願いします。</p>
9番委員		<p>●●の農業委員、菊池です。現地確認について、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地確認を行ってきました。特に問題は感じられなかったもので、大丈夫だと思います。</p>

議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区推進委員の山川です。16日に農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認してまいりました。場所は■■集落から田園地帯の道路沿いに面した農地であります。事務局から説明がありましたとおり、何ら問題ないものと確認してまいりました。 以上です。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第55号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第55号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第3】 日程第3、議案第56号、「農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。
農 地 係 長	9ページです。議案第56号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転許可申請に対する可否決定についてです。農地法施行令第1条の規定により提出された下記の許可申請について、可否の決定を求めるものです。 番号1番、譲渡人は夫死亡により農地を相続しましたが、耕作できないことから、贈与で譲り渡すものです。申請地は組田であり、譲受人は組田の所有者で長年申請地を耕作しており、今回、譲渡人の要請により譲り受けるものです。 番号2番、譲渡人は市外に居住し耕作できないことから、これまで長年耕作を行ってきた譲受人に売り渡すものです。譲受人は譲渡人の要請により譲り受けるものです。 以上2件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしているものと考えます。 ご審議よろしくお願いたします。
議 長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	推進委員の山口です。2月16日に農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で確認を行いました。何ら問題ないことを確認しました。 以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区、菊池です。16日、事務局2名、農業委員1名、推進委員1名で売買の農地を確認しました。場所は■■■■■■下り方面に200m地点です。現地は雪がありましたが、時々見ている圃場で、適正に管理されて何ら問題はあります。 ご審議のほどよろしくお願いたします。
議 長	ご苦勞様でした。以上で現地確認調査の説明が終了しました。 暫時休憩いたします。

		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。 これより質疑に入ります。番号2番について質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。 番号1番について質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第56号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。 (休憩)
議	長	会議を再開いたします。
議	長	【日程第4】 日程第4、議案第57号、「農用地利用集積計画の決定について」を上程いたします。 事務局から説明を願います。
事務局次長		10ページから20ページです。議案第57号、農用地利用集積計画の決定について、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により遠野市長から提出があったので、計画の決定を求めるものです。本議案に係る申請は52件で、新規が23件、更新が29件です。なお、新規の内12件が集積計画一括方式による中間管理権の設定となっています。 番号1番から6番、更新です。 番号7番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号8番、9番、新規で契約期間10年の貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号10番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号11番、新規で、契約期間6年の貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。 番号12番、新規で、契約期間10年の貸借権設定で、集積計画一括方式による中間

		<p>管理権の設定です。</p> <p>番号13番、14番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号15番、更新です。</p> <p>番号16番、17番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号18番、更新です。</p> <p>番号19番、新規で、契約期間4年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号20番から26番、更新です。</p> <p>番号27番、新規で、契約期間5年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号28番、更新です。</p> <p>番号29番、30番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号31番、32番、更新です。</p> <p>番号33番、新規で、契約期間10年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号34番から38番、更新です。</p> <p>番号39番、新規で、契約期間10年の使用貸借権設定で、集積計画一括方式による中間管理権の設定です。</p> <p>番号40番、更新です。</p> <p>番号41番、42番、新規で、契約期間5年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号43番、44番、新規で、契約期間4年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号45番、新規で、契約期間4年の使用貸借権設定です。</p> <p>番号46番、新規で、契約期間4年の賃貸借権設定です。</p> <p>番号47番から51番、更新です。</p> <p>番号52番、新規で、契約期間3年の賃貸借権設定です。</p> <p>申請の詳細につきましては、議案書に記載のとおりですのでご覧願います。また、以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」、「利用権の設定を受けた後において要件を満たしていること」の各要件を満たしています。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号11番について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>これより質疑に入ります。番号19番から24番及び52番について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>

議	長	<p>会議を再開いたします。 これより質疑に入ります。番号43番から46番について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。 番号11番、19番から24番、43番から46番、52番の12件を除く40件について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。 お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり「可」と決しました。 暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第5】 日程第5、議案第58号、「農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について」を上程いたします。事務局から説明を願います。</p>
事務局次長		<p>21ページです。議案第58号、農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により遠野市長から意見聴取があったので、農用地利用配分計画の案の作成について意見の決定を求めるものです。本議案に係る申請は再配分が1件です。 議案書右側に記載の「現に権利の設定を受けている者」から、左側の「権利の設定を受ける者」へ、岩手県農業公社から借り受ける農地の受け手が変更になるものです。期間については、当初の計画の残りの期間となっています。 申請の内容につきましては、議案書に記載のとおりです。 以上で説明を終わります。ご審議よろしく願います。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>

		<p>これより質疑に入ります。番号1番について質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第58号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり「可」と決しました。暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。</p>
議	長	<p>【日程第6】 日程第6、議案第59号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。</p>
農地係	長	<p>22ページです。議案第59号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてです。農地法第5条第3項の規定により提出された下記の許可申請について、意見の決定を求めるものです。</p> <p>番号1番、店舗駐車場整備を目的とする転用です。申請人は現在市内で飲食業を営んでおり、店舗の建て替えに伴い新たに駐車場を整備しようとするものです。申請地は休耕している田で、会社役員の所有地で店舗に隣接していることから、適地として選定したものです。申請地は、都市計画法上の用途地域内の農地であり第3種農地と判断しました。第3種農地は原則許可し得るものです。事業費につきましては自己資金により確保する計画であり、金融機関の残高証明書を確認しており、資金の確保は確実であると判断されます。</p> <p>番号2番と3番、同一事業であります。風力発電事業に係る風車更新を目的とする転用です。また、風車更新作業に伴う作業場及び作業用道路の設置については3年間の一時転用となります。申請人は現在も申請地において風力発電事業を行っておりますが、現在の風車は平成15年に設置したもので20年を経過することから、風車の更新を行うものであります。申請地の地目は原野及び牧場であります。以前に草地開発事業を行っており、この場所につきましては農地法の適用を受けることから転用申請が出されたものであります。申請地の農地区分について、番号2番は第1種農地であります。番号3番は風車部分が第1種農地、作業場と作業用道路部分が農振農用地区域内農地であります。第1種農地については不許可の例外である土地収用法に該当し、農用地区域内農地については農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断される3年以内の一時転用であることから、許可できるものと判断しました。一時転用部分については、事業終了後は速やかに原状回復する計画であることも事業計画書で確認しております。事業費については自己資金と融資により確保する計画であり、金融機関の残高証明書及び融資証明書を確認しております。</p> <p>以上3件につきまして、農地転用許可基準から転用することはやむを得ないものと判断されるものです。</p> <p>ご審議よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。最初に●●地区担当推進委員、お願いします。</p>
推進委員		<p>2月16日に、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で確認を行いました。何ら問題ないことを確認しました。</p>

	以上です。
議 長	●●地区担当推進委員、お願いします。
推 進 委 員	●●地区の山川です。16日、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認してまいりました。事務局から説明がありましたとおり、何ら問題ないものと確認してまいりました。 以上です。
議 長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。
4 番 委 員	はい。
議 長	どうぞ。
4 番 委 員	確認したいのですが、建て替えということでしたけれども。
議 長	番号何番ですか。
4 番 委 員	2番、風力発電の建て替えの件。これは基礎の部分から全部直すということですか。羽根の部分とか、胴体部分も直すということですか。
事 務 局 長	現在22基くらいあったと思うのですがけれども、それが、サイズが大きくなって11基くらいになるということです。
議 長	4番、藤田委員、よろしいですか。
4 番 委 員	はい、分かりました。
議 長	その他、質疑等ございませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
議 長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]
議 長	ご異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり「可」と決しました。
議 長	【日程第7】 日程第7、議案第60号、「農地法の適用外証明願に対する可否決定について」を上程いたします。事務局に説明をお願いします。
農 地 係 長	23ページです。議案第60号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてです。農地法統制の適用外であることの証明願が下記のとおり提出されましたので、可否の決定を求めるものです。 番号1番、申請人の亡母が昭和56年に住宅及び住宅に隣接する農地を購入しましたが、その当時から元の所有者及び申請人の亡母が土地の境界、宅地と農地の境界を誤って認識しており、農地に植栽を行うなど宅地として長年利用し、現在に至ってしまったものです。今回、申請人がその誤りに気付いたことから、適用外証明願が出されたものです。

		以上1件につきまして、ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	ただいまの説明に関連して、担当の農地利用最適化推進委員から現地確認調査結果の説明をお願いします。●●地区担当推進委員、お願いします。
推	進	委員
		●●地区推進委員の小向です。2月16日午前、農業委員2名、推進委員3名、事務局2名で現地を確認しました。場所は■■■地区で、■■■の東側方面に300mほどのところであり、20年以上前に建物が建って、植栽がされて、適用外と確認しました。
議	長	ご苦労様でした。以上で現地確認調査結果の説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。
		[「異議なし」と呼ぶ者あり]
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり「可」と決しました。
		【日程第8】
議	長	日程第8、議案第61号、「農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願について」を上程いたします。事務局から説明をお願いします。
農	地	係
		長
		24ページです。議案第61号、農地等の贈与税の納税猶予等の適用者に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願についてです。下記の者から証明願が提出されたので、証明の可否決定を求めるものです。 番号1番から10番までについて、農地を親から子へ生前一括贈与した際に受贈者に贈与税と不動産取得税が課税されますが、この贈与税と不動産取得税について納税を猶予されている方が受贈者欄に記載されている方々であります。表の右側に国税と県税の欄がありますが、国税が贈与税、県税が不動産取得税となります。丸印がついているものについて、納税猶予の適用を受けているものでございます。納税猶予を受けている方は、3年に1度納税猶予の継続届を釜石税務署に提出することが定められておりまして、その継続届に農業委員会が証明する「引き続き農業経営を行っていることの証明書」の添付が必要となります。 下記の者について、令和2年1月1日から令和4年12月31日までの3年間にわたって営農が行われているかどうかを、各地区に分かれてご審議いただきたいものです。ご審議よろしくお願ひいたします。
議	長	説明が終了しました。それでは、ただ今事務局から説明があった案件について、各町単位で、引き続き農業経営を行っている等の確認を行うため、暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。質疑等ございませんか。
		[「なし」と呼ぶ者あり]
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第61号は原案のと

	<p>おり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【日程第9】</p> <p>日程第9、議案第62号、「令和5年度遠野市農業労賃標準額の設定について」を上程いたします。事務局から説明願います。</p>
事務局次長	<p>25ページです。議案第62号、令和5年度遠野市農業労賃標準額の設定について、ご説明いたします。令和5年度遠野市農業労賃標準額を別紙のとおり設定するものです。別紙をご覧ください。2月14日に遠野地域農業機械銀行農作業標準料金検討会、2月16日に令和5年度遠野市農業労賃標準額設定に係る検討会議を開催し、本年度の標準額について審議しました。</p> <p>変更点は機械の部について、一般社団法人岩手県農業会議の機械の購入費や燃料、労働費等を基に算出した農作業受委託料金試算事例の前年比、上昇率平均2.7%を基に、前年度に対して全体で一律2%値上げしております。概要として、左上の水田耕起からハーベスタ作業は200円から400円の増、乾燥調整から畦畔塗りは2円から100円の増、麦・そば・大豆コンバインは300円から400円の増、右上の畑耕起からフレールモア作業は5円から280円の増となっております。左側の上から7段目、乾燥調整の備考欄に「フレコン32,400円」、また、左下段に種別「溝切り」を追加しました。</p> <p>次に、人力の部の山林作業以外は、岩手県最低労賃が前年度から33円アップの854円になったことに伴い8時間当たりの賃金を算出、前年度対比で4.5%上昇していることから一律4.5%値上げとし、300円から400円の増。山林作業につきましては、実際作業に関わる団体への意向調査、平均値を基に、1,600円から2,500円の増で見直しております。</p> <p>周知方法につきましては、昨年と同様に、3月に発行する農業委員会だよりに折込んで全戸配布する予定としております。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終了しましたので質疑に入ります。質疑等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第62号は原案のとおり「可」とすることにご異議ございませんか。</p> <p>[「異議なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり「可」と決しました。</p>
議 長	<p>【その他】</p> <p>その他、委員の皆様からご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>[「なし」と呼ぶ者あり]</p>
議 長	<p>それでは、事務局から。</p>
事務局次長	<p>事務局から3点ほど。まずその他①です。令和4年度農業委員及び農地利用最適化推進委員の上乗せ報酬について、ご説明いたします。A4の1枚物の資料をご覧ください。</p> <p>上乗せ報酬の支給については、提出していただいた農業委員会活動記録簿により成</p>

果・活動実績に応じて支給するものです。支給額の合計金額は7,980,000円で、農地利用最適化交付金が財源となります。なお、上乘せ報酬は市長決済となりますので、この後、議会を経て、4月に支給する予定となります。

説明は以上です。

その他②です。令和5年度遠野市農業委員会総会等開催予定についてです。日程につきましては、農地法等申請締切日を7日、8日辺りに、現地確認を14日、15日辺りに、総会は25日を基本に設定しました。現時点ではこのような日程で開催していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

農地係長

農業者年金加入推進については、各委員に推進していただいているところで誠にありがとうございます。令和4年度の活動について、加入したとかしなかったとか実績に関わらず、個別で訪問したとか電話で加入推進を行ったとか道ばたで会ったときに加入を勧めたとか、そういった活動がありましたらその内容を記入して、事務局に3月の総会日までに提出いただきますようお願いいたします。今現在、令和5年2月14日現在で、3人の目標に対して1人加入をいただいているところです。この加入の実績が、農業者年金基金から事務手数料ということで手数料をいただく基礎となるものになりますので、加入の有無に関わらず記録簿を、実施した内容を書いていただくようお願いいたします。1枚だけ加入記録簿を付けておりますけれども、前にお配りしております加入推進セットの中に用紙が20枚くらい入っておりますので、1人何枚でも結構です。ご提出いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

事務局から3点ほど、上乘せ報酬、総会等開催予定、それから農業者年金加入推進記録簿、一括で質問を受けたいと思います。質疑等ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長

よろしいですか。

議長

【閉会】

それでは、以上をもちまして第171回遠野市農業委員会総会を閉会します。大変ご苦勞様でした。

午後2時25分閉会

署名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

遠野市農業委員 番 _____

同 番 _____

遠野市農業委員会会長 _____

